

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【事業年度】 第54期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

【会社名】 幼児活動研究会株式会社

【英訳名】 Youji Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山下 孝一

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田二丁目11番17号

【電話番号】 03(6685)0733

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 川田 伸

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田二丁目11番17号

【電話番号】 03(6685)0733

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 川田 伸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年6月17日に提出いたしました第54期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

（訂正前）

（前略）

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2026年3月31日現在、貸借対照表上、繰延税金資産638,839千円を計上している。</p> <p>注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、繰延税金負債131,951千円と相殺前の繰延税金資産の金額は770,790千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額789,538千円から評価性引当額18,748千円が控除されている。</p> <p>注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、会社は、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に従って、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性を検討している。</p> <p>なお、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて行われている。</p> <p>これらの事業計画における仮定には経営者による予測が含まれ、主観的な判断を伴う。また、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により影響を受ける可能性があり、見積りの不確実性がある。そのため、実績が計画と異なった場合に繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断が特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の分類の判定を含む繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ・経営者が繰延税金資産の回収可能性の評価にあたって実施した企業の分類の判定について会計基準への準拠性を検討した。 ・将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りの基礎となっている将来の事業計画について、取締役会によって承認された直近の予算との整合性を検証した。 ・期末における将来減算一時差異及び将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリング及び相殺の適切性を分類の判定を踏まえて検討した。 ・前事業年度における一時差異等加減算前課税所得の見積りに当たって使用した当事業年度の予算と実績の比較を行い、経営者の偏向の有無及び事業計画策定の精度について検討した。 ・将来の課税所得の見積りの前提となった事業計画に用いられた仮定について、合理性を評価した。

（後略）

(訂正後)

(前略)

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2026年3月31日現在、貸借対照表上、繰延税金資産638,839千円を計上している。</p> <p>注記事項(税効果会計関係)に記載のとおり、繰延税金負債131,951千円と相殺前の繰延税金資産の金額は770,790千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額789,538千円から評価性引当金18,748千円が控除されている。</p> <p>注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、会社は、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に従って、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性を検討している。</p> <p>なお、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて行われている。</p> <p>これらの事業計画における仮定には経営者による予測が含まれ、主観的な判断を伴う。また、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により影響を受ける可能性があり、見積りの不確実性がある。そのため、実績が計画と異なった場合に繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断が特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の分類の判定を含む繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ・経営者が繰延税金資産の回収可能性の評価にあたって実施した企業の分類の判定について会計基準への準拠性を検討した。 ・将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りの基礎となっている将来の事業計画について、取締役会によって承認された直近の予算との整合性を検証した。 ・期末における将来減算一時差異及び将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリング及び相殺の適切性を分類の判定を踏まえて検討した。 ・前事業年度における一時差異等加減算前課税所得の見積りに当たって使用した当事業年度の予算と実績の比較を行い、経営者の偏向の有無及び事業計画策定の精度について検討した。 ・将来の課税所得の見積りの前提となった事業計画に用いられた仮定について、合理性を評価した。

(後略)

以上